

環境庁による尾瀬の「入園料」構想

- 平成元年(1989年) 環境庁(現環境省)が尾瀬地域の 自然環境対策として構想
 - 「入園料」 大人2000円 子供1000円
- 使途: 尾瀬地域に設置する新たな汚水処理施設の維持 管理費用を利用者に負担してもらう。
- 徴収組織: 環境庁と地元が共同で第3セクターを設立
- 法整備: 「国立公園の特定地域における自然環境の保 全及び利用環境の確保に関する特別措置法」を検討 □

反対の声、慎重論が多く、実現しなかった

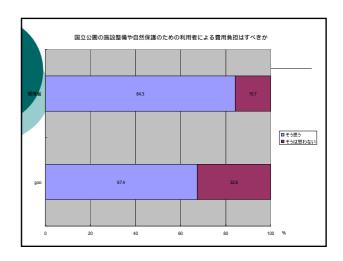
(出典) 加藤峰夫「国立公園有料化問題に関する一考察」 横浜国立大学『エコノミア』 Vol41 No2

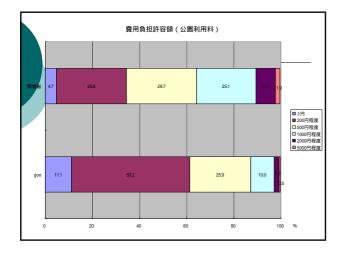
費用負担に関する利用者の理解度は?

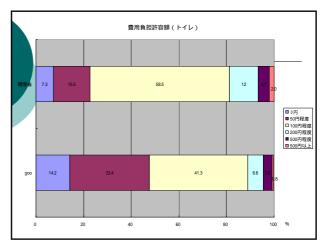
- ○国立公園の施設整備や自然保護のため 「利用者による費用負担をすべき」という人 が約7割~8割
 - (費用負担の理解は進んでいる。)
- ○費用負担の許容額は公園利用料 200円~500円程度トイレ 50円 ~100円程度

という回答が多い。

(出典)「平成12年度国立公園地域連携強化対策事業報告書」(環境省)







有料化の目的(一般論として)

現 状

自然公園の過剰利用の影響

- · 環境破壊
- ・ 施設の不足 等



有料化により

- 自然公園利用者に負担を求める。
 - ・ 環境悪化を防ぐための費用
 - ・破壊された環境を回復させる費用
- ・ 施設整備の費用 等
- * 利用者数を抑制し、適正水準に近づける効果も

有料化の方法

(任意で協力を求める)

○ 募 金 : 募金箱などを設置

○協力金 徴収のための人や施設を置いて

費用負担を呼びかける。

(法的根拠を持って義務付ける)

○ 利用料金

法的根拠と物理的な徴収施設を整備し、利 用者に支払を義務付ける。

検討を要する事項

どの形態を選ぶか? 募金、協力金、利用料金 どうやって徴収するか? 徴収の手段、徴収組織、料金の水準 使途は?

徴収金の管理、監査の方法は? 派生する問題への対応

「入山料を払っているのだから、ごみ等を散らかしてもいい」というようなモラルハザードの防止策